

事前に高額な医療費がかかると分かっているとき

限度額認定証をご利用ください

医療機関での
窓口負担が
軽減できます

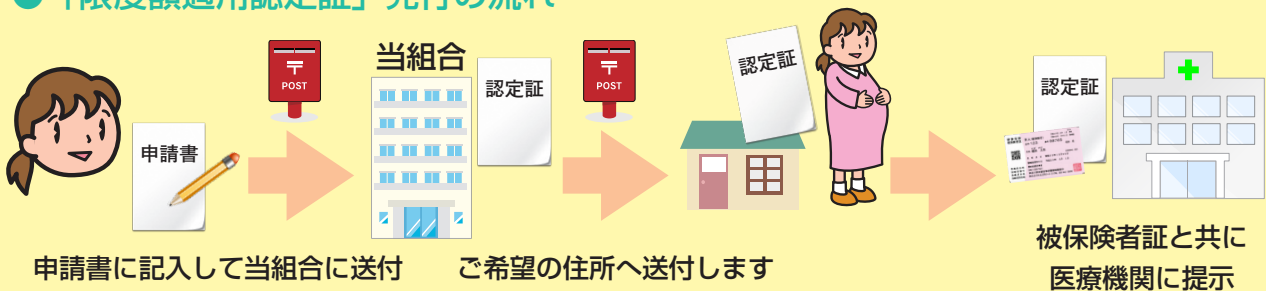


例えばこんなとき…

- 出産を控えていて、急な帝王切開などで健康保険が適用になるかもしれない…
- 大きな手術を控えている…
- 外来通院で抗がん剤治療を受けることになり、薬代が高くなりそう…

- ① 医療機関等での窓口負担が、下の表の「高額療養費の自己負担限度額」まで軽減されます。
- ② 入院はもちろん、外来診療にも利用できます。
- ③ 70歳以上の方は、「高齢受給者証」の提示で軽減されますので、手続きは不要です。

● 「限度額適用認定証」発行の流れ



※申請書は当組合ホームページからのダウンロードが便利です。

※低所得者（住民税非課税）の方には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

限度額適用認定証を医療機関等に提示できなかった場合は、「高額療養費支給申請書」を提出することで払い戻しが受けられます。

● 高額療養費の自己負担限度額（1ヶ月あたり）

70歳未満の方

	所得区分	限度額適用認定証の区分	高額療養費の自己負担限度額	多数該当*
標準報酬月額	83万円以上	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	53万~79万円	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	28万~50万円	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	26万円以下	エ	57,600円	44,400円
低所得者(住民税非課税)		オ	35,400円	24,600円

※多数該当……高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12ヶ月間で3回以上あったとき、4回目から自己負担限度額が引き下げられます。

お問合せ：事務局 給付担当 TEL：045-641-3400